

○小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金交付要綱

全部改正 平成27年3月19日市長決裁

(総則)

第1条 この要綱は、小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金の交付について、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金は、主体的に行われる公益性の高いまちづくり事業を実施する団体に対し交付することにより、市民との協働による個性豊かなふるさとづくりに資することを目的とする。

(助成対象事業の募集)

第3条 市長は、毎年度1回、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により、期間を定めて募集するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、同一年度において複数回募集することができる。

(助成対象事業の要件等)

第4条 助成対象事業は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 次のいずれにも該当する団体が実施する事業であること。
 - ア 市内に活動拠点を有する団体で、市内に在住し、又は在学する16歳以上の者が5人以上その構成員となっていること。
 - イ 助成対象事業を確実に遂行できると認められる団体であること。
 - ウ 活動に賛同する市民が加入することができる団体であること。
 - (2) 次のいずれにも該当する事業であること。
 - ア 自ら実施するまちづくりに関する事業であること。
 - イ 公益性の高い事業であること。
 - ウ 市内で行われる事業であること。
 - エ 市が実施する事業と重複しない事業であること。
 - オ 他の財政的な支援を市や公的団体から受けていない事業であること。
 - カ 営利を主な目的とした事業でないこと。
 - キ 宗教的活動又は政治的活動を目的とした事業でないこと。
 - ク 恒例行事としている事業でないこと。
 - ケ 助成金の交付決定前に実施する事業でないこと。
- 2** 一の団体が同一年度内に助成金の交付を受けることができる事業は1事業とし、同一内容の助成対象事業として複数年度において助成金の交付を受けることができる回数は通算3回までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費以外の経費で、第11条の規定による助成金の交付決定があった日からその日が属する年度内に支出されたものとする。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼及び助成対象事業に直接関係のない旅費
- (2) 団体の経常的な活動に要する運営維持費
- (3) 飲食に係る経費
- (4) 景品や賞品に係る経費
- (5) 助成対象事業に直接関係のない備品購入費
- (6) 家屋の取得、維持補修、改築等に係る経費
- (7) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (8) 助成金交付決定前に発生した経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと認められる経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、第8条第1項に規定する選考会の意見を聴いて、市長が認定した助成対象経費に相当する額（その額が30万円を超える場合にあっては、30万円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定に基づき算出される当該年度における助成金の総額が市の予算を超えることとなるときは、各団体に交付する助成金の額を一定の割合で減額することができる。

(助成対象事業への応募等)

第7条 助成対象事業に応募しようとする団体（以下、「応募団体」という。）は、小樽市ふるさとまちづくり協働事業実施概要書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による応募があったときは、次条第1項に規定する小樽市ふるさとまちづくり協働事業選考会へ当該事業についての審査を依頼するものとする。

(選考会)

第8条 市長は、学識経験者等で構成する小樽市ふるさとまちづくり協働事業選考会（以下「選考会」という。）を設置するものとする。

2 選考会は、前条第2項の規定による審査の依頼があったときは、当該応募団体から事業内容の説明を求め、その公益性、計画性等を総合的に勘案して審査するものとする。

3 選考会は、前項の規定による審査の結果を市長に報告するものとする。

4 選考会の会議は、公開とする。

5 前各項に定めるもののほか、選考会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(助成対象事業の採択)

第9条 市長は、前条第3項の規定による報告の内容を考慮して応募のあった事業の中から採択する事業を決定する。

2 市長は、前項の決定後、速やかに、応募団体に対し、その結果を小樽市ふるさとまちづくり協働事業採択・不採択通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の交付申請等)

第10条 第9条第1項の規定により助成対象事業として採択され、助成金の交付の申請をしようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、市長の定める期日までに小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金交付申請書（様式第3号）及び小樽市ふるさとまちづくり協働事業計画書（様式第4号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定により提出された助成金交付申請書等の内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、その旨及び助成金の交付予定額を小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請団体に通知するものとする。

(助成金の一部交付)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成対象団体」という。）が、助成対象事業の完了前に助成金の交付を受けることで、より円滑に助成対象事業を実施することができると認めるときは、助成金の交付予定額の2分の1を上限として、1回に限り助成金を交付することができる。

2 助成対象団体は、前項の規定による助成金の一部交付を受けようとするときは、小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金概算払申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において交付の決定をしたときは、その旨を小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金概算払決定通知書（様式第7号）により当該助成対象団体に通知するものとする。

4 助成対象団体は、前項の規定による通知を受けたときは、小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第13条 助成対象団体は、第10条に規定する書類の内容を変更しようとするとき、又は助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、小樽市ふるさとまちづくり協働事業（内容変更・中止）承認申請書（様式第9号）その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更であ

ると認めるときは、あらかじめ、当該変更の内容を市長に届け出ることである。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、選考会の意見を聴いて当該変更等の承認の可否を決定し、当該変更等を承認したときはその旨（助成金の交付予定額に変更が生じる場合にあっては、当該変更後の助成金の交付予定額を含む。）を小樽市ふるさとまちづくり協働事業内容変更（中止）承認通知書（様式第10号）により、当該変更を承認しなかったときはその旨を小樽市ふるさとまちづくり協働事業内容変更（中止）不承認通知書（様式第11号）により当該助成対象団体に通知するものとする。ただし、市長が認めるときは、選考会への意見聴取を省略することができる。
- 3 助成対象団体は、前項の規定により助成対象事業の内容変更の承認を受けた場合において、前条の規定により一部交付を受けた助成金の額が当該変更により減額となった助成金の交付予定額を超えるときは、速やかにその差額を市長に返還しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、助成対象団体は、第10条第1項又は第1項に規定する書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第14条 助成対象団体は、当該助成対象事業の完了後速やかに、小樽市ふるさとまちづくり協働事業実績報告書（様式第12号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認した上で助成金の額を確定し、その旨を小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金額確定通知書（様式第13号）により当該助成対象団体に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第16条 助成対象団体は、前条の規定による通知を受けたときは、小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金交付請求書（様式第14号）により、助成金の交付（第12条の規定による助成金の一部交付を受けた場合にあっては、前条の規定による助成金の確定額から当該一部交付を受けた助成金の額を控除した額とする。）を市長に請求することができる。

（事業報告会）

第17条 市長は、助成対象団体と選考会とが意見を交換する機会を確保するため、公開による事業報告会を開催するものとする。

（交付状況の公表）

第18条 市長は、毎年度、助成金の交付状況を市のホームページへの掲載により公表するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第19条 市長は、規則第18条第1項の規定により助成金の交付決定の取消し等をしたときは、その旨を当該助成対象団体に小樽市ふるさとまちづくり協働事業助成金交付取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。